

制定 平成 14 年 7 月 25 日

改正 平成 18 年 6 月 8 日

改正 平成 26 年 6 月 11 日

建築研究開発コンソーシアム 会員入会基準

建築研究開発コンソーシアム（以下「本会」という）に会員として入会しようとするものは、建築研究開発コンソーシアム規約（以下「規約」という）に定めるところによるほか、この基準の定めるところによる。

（会員の責務）

第 1 条 会員として入会しようとするものは、協調・連携の精神を理解し、会員相互の利益に寄与するとともに、本会の行う事業に積極的に協力・参加しなければならない。

（会員の種別）

第 2 条 本会の会員は、次の 5 種とする。

- (1) 正会員 建築・住宅技術に関する研究開発の実施主体となる企業、研究開発機関等の法人であって、規約第 4 条に掲げる事業の適用を希望するもの
- (2) 準会員 建築・住宅技術に関する研究開発の実施主体となる企業、研究開発機関等の従業員 50 人未満の法人で、(1) の正会員に入会せず、規約第 4 条に掲げる事業のうち別表に掲げる事業の適用を希望するもの。但し、これ以外の法人であっても、やむを得ない事情があると認められる場合は、別表（一）、（二）、（六）、（七）及び（八）に掲げる事業の適用を希望する者については当該事業の案件が終了するまでの期間、その他の事業のみの適用を希望する者については単年度に限り入会を認める。
- (3) 学術会員 大学の教員、又はこれと同等の学識を有すると認められる個人であって、規約第 4 条に掲げる事業の適用を希望するもの
- (4) 情報会員 次のいずれかに該当する団体又は個人であって、本会が提供する情報の入手を希望するもの
 - ① I 種情報会員 建築・住宅技術に関する研究開発に関連する大学もしくはその学科、又は公益法人、特定非営利活動法人その他の団体。但し、各団体に所属するとして情報収集事業に参加することのできる者は、常勤職員に限るものとする。
 - ② II 種情報会員 本会の趣旨に賛同する個人

（基準の変更）

第 3 条 この基準の改正は総会の議決を経て行う。

附 則

この基準は、平成 14 年 7 月 25 日から施行する。

附 則（平成 18 年 6 月 8 日）

1. 第2条を改正した。
2. この基準は、平成18年6月8日から施行する。

附 則（平成26年6月11日）

1. 第2条を改正した。
2. この基準は、平成27年4月1日から施行する。

別表 準会員に適用する事業

適用する事業	
(一)	規約第4条(1)の事業(共同研究開発に対する研究助成を含む。)
(二)	規約第4条(2)の事業
(三)	規約第4条(3)の事業
(四)	規約第4条(4)の事業
(五)	規約第4条(5)の事業
(六)	規約第4条(6)の事業のうち、建築研究開発コンソーシアム中期ビジョン-2013(以下この表において「中期ビジョン」という。)に掲げるJIS原案作成対応に係る事業
(七)	規約第4条(6)の事業のうち、中期ビジョンに掲げるコンタクトポイント対応に係る事業
(八)	規約第4条(7)の事業のうち、中期ビジョンに掲げる研究会に係る事業(研究会に対する研究助成を含む。)
(九)	規約第4条(7)の事業のうち、中期ビジョンに掲げるコンソ・プラザに係る事業
(十)	規約第4条(8)の事業のうち、中期ビジョンに掲げる情報発信に係る事業
(十一)	規約第4条(8)の事業のうち、中期ビジョンに掲げる連絡担当者会議に係る事業
(十二)	規約第4条(9)の事業のうち、中期ビジョンに掲げるコラボレーション・ミーティングに係る事業
(十三)	規約第4条(9)の事業のうち、中期ビジョンに掲げるアイデアコンペに係る事業